

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和2年第5回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第107号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第107号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和2年8月27日

健康福祉局

議案第 107 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の 制定について

1 改正内容

(1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴う手数料の新設

(ア) 輸出証明書の発行の申請に対する審査 1 件につき 870 円

(イ) 適合施設の認定の申請に対する審査

(i) 現地調査を要する場合 1 件につき 20,900 円

(ii) (i) 以外の場合 1 件につき 10,400 円

※ 適合施設とは、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が講じられていることその他の輸出先国の政府機関が定める要件に適合する施設をいう。

(2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う項ずれの修正

薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の一部変更の承認の申請について定める
条例第 2 条第 174 号について、法の参照条文を「第 14 条第 9 項」から
「第 14 条第 13 項」に改める。

2 施行期日

令和 2 年 11 月 1 日から施行

川崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(151) 略</p> <p><u>(151)の2 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第15条第2項の規定に基づく輸出証明書(農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号)第4条第1号に規定する衛生証明書に限る。)の発行の申請に対する審査 1件につき 870円</u></p> <p><u>(151)の3 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査</u></p> <p><u>ア 現地調査を要する場合 1件につき 20,900円</u></p> <p><u>イ ア以外の場合 1件につき 10,400円</u></p> <p>(152)～(173) 略</p> <p>(174) 医薬品医療機器等法<u>第14条第13項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の一部変更の承認の申請に対する審査 1品目につき 90円</p> <p>(175)～(295) 略</p>	<p>○川崎市手数料条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(151) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(152)～(173) 略</p> <p>(174) 医薬品医療機器等法<u>第14条第9項</u>の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の一部変更の承認の申請に対する審査 1品目につき 90円</p> <p>(175)～(295) 略</p>